

令和2年度不妊治療費の助成に関する調査結果

8. その他 特記事項 (※下線部は昨年度からの変更点)	
今治市	<ul style="list-style-type: none"> ・不育症治療費助成も実施 ・新型コロナウイルス感染防止のため、対象年齢要件を緩和する県の特例措置対象者を含む。
宇和島市	新型コロナウイルス感染拡大に伴う特例措置を実施。
八幡浜市	<p>新型コロナウイルス感染拡大に伴う特例措置について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定不妊治療: 県の特例措置と同様に取り扱う ・一般不妊治療: 人工授精を実施した日の妻の年齢が40歳未満→41歳未満とする
新居浜市	<p>○新型コロナウイルスの感染拡大に伴う令和2年度における一般不妊治療、不育症検査・治療費助成事業の取り扱い</p> <p>1. 令和2年3月31日時点で妻の年齢が42歳である夫婦であって令和2年度に新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期したものにあっては、妻の年齢が44歳に到達する日の前日までの間に限り、対象者として取り扱う。</p> <p>○新型コロナウイルスの感染拡大に伴う令和2年度における特定不妊治療費助成事業の取り扱い</p> <p>1. 令和2年3月31日時点で妻の年齢が42歳である夫婦であって令和2年度に新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期したものにあっては、妻の年齢が44歳に到達する日の前日までの間に限り、対象者として取り扱う。</p> <p>2. 令和2年3月31日時点で妻の年齢が39歳である夫婦であって令和2年度に新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期したものにあっては、初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が41歳未満であるときは、通算助成回数を6回と取り扱う。</p>
西条市	新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応については、県の取扱い(2健第175号令和2年4月15日付の通知)に準ずる。
大洲市	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者について、令和2年3月31日時点で妻の年齢が42歳である夫婦であって令和2年度に新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期したものにあっては、妻の年齢が44歳に到達する日の前日までの間に限り対象者として取り扱う。 ・通算助成回数について、令和2年3月31日時点で妻の年齢が39歳である夫婦であって令和2年度に新型コロナウイルス感染防止の観点から治療を延期したものにあっては、初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が41歳未満であるときは、6回として取り扱う。
伊予市	不育症治療費助成も実施。令和2年度新型コロナウイルス感染拡大に伴う特例措置については、県の取扱い(2健第175号令和2年4月15日付の通知)に準ずる。
四国中央市	・新型コロナウイルス感染拡大に伴う、特例措置については、愛媛県に準ずる。
西予市	令和2年度特例措置については愛媛県と同様
東温市	<ul style="list-style-type: none"> ・助成金額が5万円に満たない場合は、年度内であれば複数回をまとめて申請できる。 ・新型コロナウイルス感染拡大に伴う、特例措置については、愛媛県に準ずる。
上島町	新型コロナウイルス感染拡大に伴う特例措置を設ける予定。
久万高原町	令和2年度については新型コロナウイルス感染拡大に伴い事業の実施を愛媛県と同様に取り扱う。
松前町	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染拡大に伴う、特例措置については、愛媛県に準ずる。 ・年間助成回数の変更。1回→限度なし ・通算助成回数の引き上げ。初回40歳未満の場合は5回→6回 ・組織が変わり、課・係名が変更。
砥部町	愛媛県の特例措置対象については、助成対象とする。
内子町	新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応については、県の取扱い(2健第175号令和2年4月15日付の通知)に準ずる。
伊方町	<p>令和2年度から一般不妊治療費助成事業を開始する。</p> <p>特定不妊治療費助成については、県に準じて、新型コロナウイルス感染拡大に伴う特例措置を設ける。</p>
松野町	
鬼北町	愛媛県に準じて、治療開始年齢を1歳引き上げる
愛南町	愛媛県に準じて、治療開始年齢を1歳引き上げる
松山市	1. 2. とともに、新型コロナウイルス感染拡大に伴う、特例措置(1. は厚労省通知の通り、2. は令和2年度中の不妊検査開始時の妻の年齢要件を40歳未満→41歳未満へ緩和(ただし、令和2年3月31日時点で39歳の方))を実施。
愛媛県	<ul style="list-style-type: none"> ・心と体の健康センターで、不妊専門相談を実施。 ・新型コロナウイルス感染拡大に伴い、特例措置(厚労省通知に基づき、助成対象の年齢や助成回数を一部緩和)を実施。 ⇒①R2.3.31時点で妻の年齢が42歳である夫婦であって、R2年度に感染防止の観点から治療を延期したものにあっては、妻が44歳に到達する日の前日まで対象として取り扱う。 ②R2.3.31時点で妻の年齢が39歳である夫婦であって、R2年度に感染防止の観点から治療を延期したものにあっては、初めて助成を受けた際の治療期間初日における妻の年齢が41歳未満であるときは、通算助成回数を6回と取り扱う。 (※①②ともに、令和2年度治療開始分に限る。)